

入札説明書(案)に対する質問・意見への回答

ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
1	3		3	(6) ア	環境影響評価手続きの遅れに伴い事業者に生じる増分費用は貴組合負担と理解してよろしいでしょうか。	遅延の原因が組合にある場合は、ご質問のとおりです。
2	3		3	(7) イ	委託料 固定料金と変動料金への仕分けに関して考えがあればご教示頂けないでしょうか。	具体的な仕分けは事業者の提案に委ねますが、一般廃棄物の処理量に応じて変動しない費用を固定料金、変動する費用を変動料金で対応してください。
3	3		3	(7) ウ	売電収入 ごみ処理施設の処理対象物量及びごみ質はそれぞれ要求水準書(案)計画ごみ質の処理対象物、基準ごみを前提としてよろしいでしょうか。また、対象物量、ごみカロリー等の実績との差異補正、清算等の方法については、甲乙別途協議の上定めるものと理解してよろしいでしょうか。	売電収入は事業者の提案に委ねます。計画ごみ質(要求水準書(案))に示した低質ごみから高質ごみの範囲と著しく外れた場合は協議となります。
4	4		3	(7) エ	資源物の売却収入 スラグ、メタル、破碎施設から回収される金属類について、貴組合から有償で購入し資源物として売却する義務は、事業者にかせられていないものと理解してよろしいでしょうか。	資源化物の売却が事業者の義務となることはありません。現時点では、提案書提出時に資源化物の購入価格とその変更方法の考え方を参考としてお示いただくことを想定しています。かかる購入価格及び変更方法に基づき、個別の協議を行い価格を決定した時点で、事業者の有償での購入が義務となり、個別の協議で再資源化が不可能との合意に達した場合には、有償での購入は義務とはしないことを想定しています。
5	4		3	(7) エ	資源物の売却収入 資源物の購入価格は、合理的な価格を事業者が提案するものと理解してよろしいでしょうか。なお、スラグ、メタル、破碎施設から回収される金属類についての購入の際には、廃掃法上の制約について貴組合に配慮して頂けるものと思料します。	現時点では、提案書提出時に資源化物の購入価格とその変更方法の考え方を参考としてお示いただくことを想定しています。かかる購入価格及び変更方法に基づき、個別の協議を行い価格を決定した時点で、事業者の有償での購入が義務となり、個別の協議で再資源化が不可能との合意に達した場合には、有償での購入は義務とはしないことを想定しています。
6	5		1	(1) 工	仮契約締結までにSPCを設立することとされておりますが、整備期間中に発生するSPCの設立費や運営費等は整備期間中に貴組合よりお支払いいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	整備期間中に委託料は支払いません。
7	8		1	(4)	参加資格の確認 「参加資格確認後、契約締結まで」とありますが、基本協定締結までと理解してよろしいでしょうか。	基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理契約の3つの本契約締結までです。
8	8		2	(1)	入札説明書の承諾 「入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。」とありますが、追加資料とは具体的に何を指すのかご教示下さい。	質問回答書(本資料は案に対するものであり該当しません。)などの追加資料です。
9	8		2	(1)	入札説明書の承諾 「入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。」とありますが、入札書類提出後に提示された書類については除外されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
10	8		2	(5)	著作権 「ただし、組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。」とありますが、図面・資料等には、公開により開示者の競争力を害する事項も含まれていますので、それらについては公開しないこととして頂けますでしょうか。	個別具体的な検討を要しますが、一般論としては、公開すれば、乙の競争上の地位を害するような情報について、組合は、事業者と協議のうえ、合理的な理由により情報公開に関する諸法令に従い、別途公開しないこととする対処に応じることも可能です。
11	10		3	(6)	事前調査報告書の閲覧 「本事業に関する事前調査報告書を、次のとおり閲覧に供する」とあります。この事前調査報告書の記載項目をご教示ください。	現時点では、測量データ、地質データ、環境影響評価準備書、周辺工事関係、地下埋設物関係の資料を予定しております。
12	12		3	(12) イ (イ)	図面 提出する設計図書の中に、「計装フローシート」があります。「計装フローシート」は、プロセスフローシートで兼用してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
13	12		3	(12) イ (ウ)	設計書等	提出する設計図書の中に、「設計仕様書」があります。この設計仕様書に記載する設備の名称・順番は、施設の設備構成をより分かりやすくするために、「設計・建設業務 要求水準書(案)」や「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」等を参考に、順番変更・細分化・統合してご提案させていただくことでよろしいでしょうか。 例えば、「燃焼ガス冷却設備」を処理プロセスの流れどおり「ガス化溶融設備」の直ぐ後に続ける、「ガス化溶融設備」を「ガス化溶融設備」と「燃焼設備」に分ける、「通風設備」・「煙道設備」・「煙突設備」を「通風設備」でまとめる等です。	ご質問のとおりです。
14	12		3	(12) イ (ウ)	設計書等	提出する設計図書の中に、「 ・その他要求水準書に示す性能・機能を確認できる資料(運営・維持管理を含む)」とありますが、どのような資料を想定されているか具体的にご教示ください。	主に性能保証値に対する提案内容を確認できるフォーマットを作成し提出を求める予定です。
15	16		6	(2)	委託料	「また、固定料金及び一般廃棄物の処理量に応じて変動する変動料金から構成されるため、変動料金の提案に際してはトンあたり単価を提案すること」とあります。また、「表 搬入廃棄物の将来推計値」を見ますと、毎年漸減しております。この場合、変動費の算定に使用する年間ごみ処理量は、15年間の単純平均値を使用することでよろしいかご教示ください。	組合の支払いを平準化するものではありません。入札説明書に示す各年度の搬入量を用いてください。
16	16		6	(2)	委託料	委託料1(コース相当分を除く固定料金、変動料金)、委託料2(コース相当分の固定料金、変動料金)とあります。各委託料の詳細費目を定義していただけないでしょうか。	委託料1と委託料2は、主に物価変動の方法が異なるものです。内訳については事業者の提案に委ねます。
17	18		2	(3)	当事者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合	「一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、特定事業契約を解除することができるものとする。」とありますが、「一定の期間」や、解除の効果について、設計建設工事請負仮契約及び運営維持管理委託仮契約書に明記されていないことから、これらについては今後詳しく示されるものと理解してよろしいでしょうか。	本契約第61条の規定があることから、不可抗力の解除条項を設けることはしません。したがって、入札説明書の文言を以下のように変更します。 「ア 設計建設期間中において、組合は、相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、設計建設請負契約を解除することができるものとする。 イ 運営維持管理期間中において、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、運営維持管理委託契約を解除することができるものとする。」
18	20		1	(4)		契約保証金に関する説明で、「…履行保証保険の付保またはこれと同等の保証契約を締結…」とありますが、ここでいう「同等の保証契約」には、金融機関や前払保証事業会社の保証も含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。ただし、前払金はありません。
19	20		1	(4)		「また、業務委託契約については翌年度の予定支払額の5%とする。」とありますが、これは、事業年度ごとに「(固定費相当分)+(変動費単価×処理予定量)×0.05」により算出された額を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	契約保証金に関しては、入札説明書案で5%としたものを10%に訂正します。したがって、毎年、翌年度業務が開始されるまでに、「{(固定費相当分)+(変動費単価×処理予定量)}×0.1」により算定される金額(=契約締結時の年度毎予定委託料の10%)の契約保証金の納付または履行保証保険の付保等をしてください。
20	22	別紙1	リスク分担保表	共通	第三者賠償リスク	第三者賠償の責任を事業者が負うこととなっておりますが、事業者が合理的な注意義務を果たしてもなお避けることのできないもの(建設期間中の騒音・振動等を含みますが、これらに限られないものとします。)に起因する第三者損害については免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者が善良な管理者の注意義務を果たしてる限り、免責されることとなります。
21	22	別紙1	リスク分担保表	共通	許認可遅延リスク	「事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの」が事業者の主分担となっております。これと同じく、「組合が実施する許認可取得の遅延に関するもの」を組合様の主分担として追加されるようお願いいたします。	ご指摘のとおりリスク分担保表を修正します。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
22	22	別紙 1	リスク 分 担表	共通	物価リスク	設計建設工事請負仮契約書 別紙1・2.にて、「工期内にインフレーションその他の予期することが出来ない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、甲は、乙と協議して請負代金額を変更することができる。」とありますので、リスク分担保表においては施設の供用開始前のインフレ・デフレ(施設整備費用に相当するもの)のリスク負担が事業者のものとなっていますが、実際の適用としては設計建設工事請負仮契約書の別紙1のとおりと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
23	22	別紙 1	リスク 分 担表	共通	事故の発生 リスク	「設計・建設・運営・維持管理業務における事故の発生」のリスク分担保者が事業者となっていますが、これは、事業者の責に帰すべき事由による事故の発生と理解してよろしいでしょうか。	特定事業契約書案に示すとおり、組合の責による場合、不可抗力等を除き、事業者の負担となります。
24	22	別紙 1	リスク 分 担表	建設	工事遅延 リスク	「工事遅延・未完工による施設の供用開始の遅延」が事業者の主分担保となっています。ここに「事業者の責めに帰す」を追記されるようお願いいたします。	原案のとおりとします。